

物 件 明 細 書

売却区分番号	太田市－6	見 積 価 額	金1,540,000円
		公 売 保 証 金	金160,000円
財産の表示			
1 所在 地番 地目 地積	太田市沖之郷町 248番 田 3,156㎡		
(以上登記簿の表示による)			
物 件 の 位 置	東武小泉線「竜舞」駅から北東方へ約3.9km(道路距離)		
公 法 上 の 規 制	都市計画区分	市街化調整区域	
	用途地域	用途地域指定なし	
	建ぺい率	70%	
	容積率	200%	
接 道 状 況	南側道路、幅員約6.0m舗装市道、太田沖之郷水田729号線に接道しています。		
物 件 の 概 況	地 勢	ほぼ平坦	
	画 地	間口約43.5m・奥行約72.5m	
	形 状	長方形	
供 給 処 理 施 設	上水道	あり ※西側道路にあり	
	公共下水道	なし	
	都市ガス	なし	
使 用 状 況 等	・耕作はしておらず、雑草等が繁茂しています。		
特 記 事 項	・ <u>入札に際しては、太田市農業委員会等が発行する「公売農地の買受適格証明書」の提出が必要です。</u> また、所有権移転に際しては、農地法で規定する許可が必要です。 ・太田市農業委員会への「公売農地の買受適格証明願」の申請期間は以下のとおりです。 申請期間:毎月1～10日(休祝日の場合は翌開庁日) 詳しくは太田市農業委員会(新田庁舎1階)にお問い合わせください。 ・小作人及び利用権の設定はありません。 ・農地区分は農用地区域内農地です。 ・待矢場両堰土地改良区域内です。 ・ <u>土地改良法第42条の規定により、賦課金の滞納がある場合は、買受人にその債務が引き継がれます。</u> ※令和7年6月時点で令和7年度賦課金9,460円、令和6年度賦課金9,460円未納あり ・土地改良法第43条の規定により、買受人が田として利用する場合は、組合員資格異動届の提出が必要です。 ・土壌汚染に関する専門的調査は行っていません。 ・物件南側に電柱が存在します。 ・現地における地上からの観察調査等からは地下埋設物の残存の可能性は低いと判断されますが、専門的調査は行っていません。		
注 意 事 項	1 公売財産の面積は、公簿上によるものです。 2 境界は、隣接地所有者と協議してください。 3 市は不動産登記上の権利移転のみを行います。公売財産の引渡しの義務は負いません。 <u>物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡し等については、すべて買受人の責任で行ってください。</u> 4 市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 5 公売財産の内覧会・下見会等は実施しません。入札者をご自身で公売財産の現地確認を行ってください。 6 太田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等は、公売へ参加することができません。		
そ の 他 事 項	・非課税財産		
問 い 合 わ せ 先	太田市役所 収納課 特別滞納整理係 電話 0276-47-1935		

売却区分番号

太田市-6

所在図



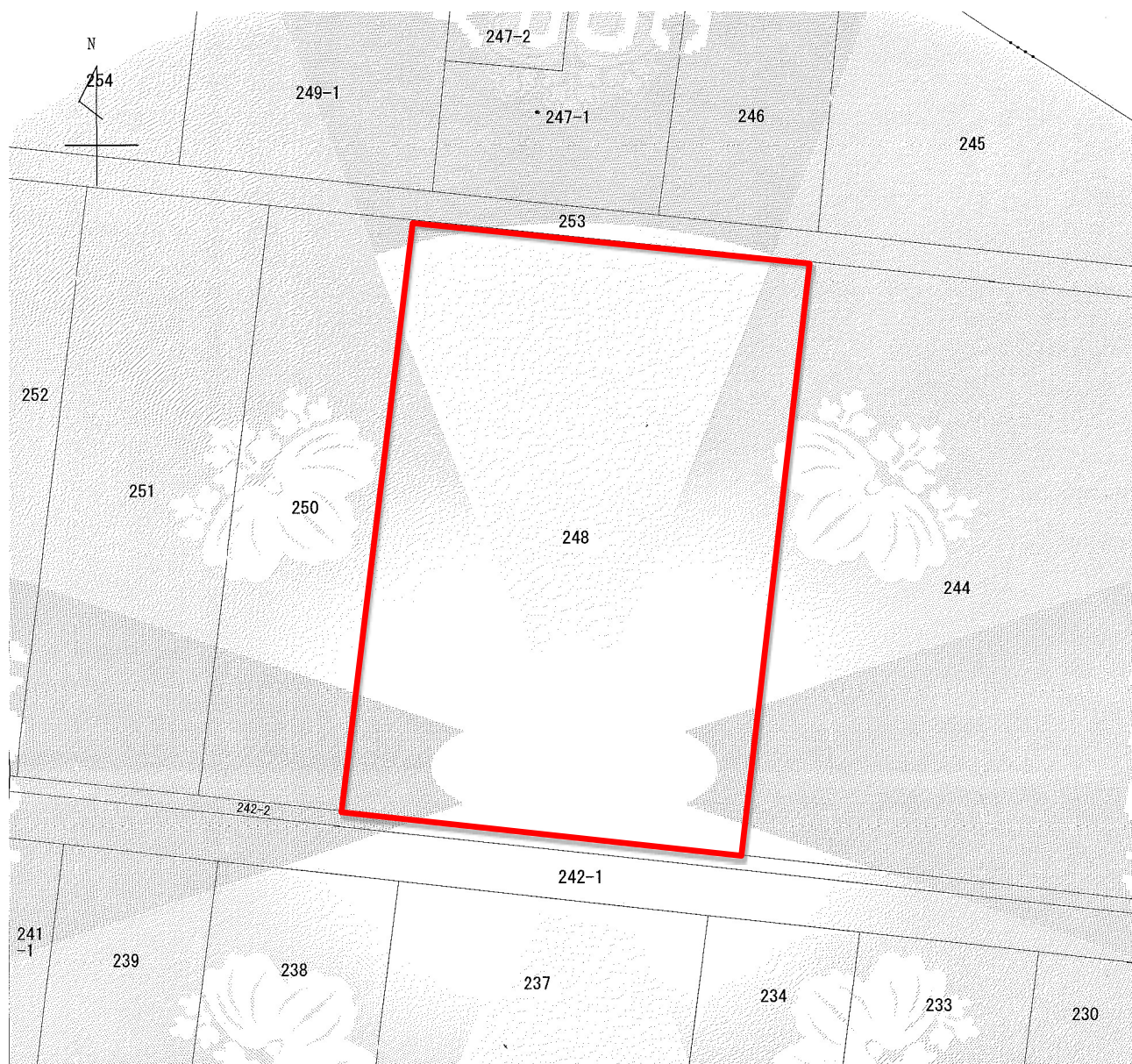
栃木県足利市



売却区分番号

太田市-6

見取図



※見取図は現地の状況をイメージしやすくするために作成したものであり、縮尺・位置等は実際と異なる場合があります。
あくまで、イメージするための参考としてお考えください。

売却区分番号

太田市-6

写 真

①全景(南西から撮影)



②全景(南から撮影)



③全景(南東から撮影)



※写真上の線は現地の状況をイメージしやすくするためのものであり、実際と異なる場合があります。
あくまで、イメージするための参考としてお考えください。